

一〇五 厚生年金保険法附則八条に基づき特別支給の老齢厚生年金に係る退職改定における受給権者要件の要否

平成二九年四月二一日最高裁判所第二小法廷判決(平成二八年(行ヒ)第一四号、特別支給の老齢厚生年金決定取消請求事件)民集七一卷四号七二六頁・判例時報

二三四〇号六四頁

【事実】 X(原告、被控訴人、被上告人)は、昭和二二年九月一八日生まれの男性である。平成一九年七月三二日、六〇歳であったXが旧社会保険庁長官に対し、特別支給の老齢厚生年金(後述の「評釈」(三)を参照)の裁定を請求したところ、九月一三日、受給権の発生日を平成一八年九月一七日、被保険者期間を四三三月として裁定がなされた。ただし、Xはなおも就労しており厚生年金保険の被保険者であり、所定の事由に該当したため、当該年金の全部について支給が停止された。平成二三年八月三〇日、六四歳一か月のXは退職し、翌三二日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、上記支給停止が解除されることとなった。Xが同日に年金事務所を訪れたところ、年金見込額試算システム(正式に年金裁定をするシステムよりも簡易なもの)により、後述の退職改定がされることを前提に、六〇歳から被保険者資格を喪失した月までの五月を加えて被保険者期間を四九二月として計算された年金額の提示を受けた。しかし、同年一〇月六日、厚生労働大臣は、Xに対し、上記支給停止を解除して同年九月分から特別支給の老齢厚生年金の支給を開始することとしたが、退職改定をなさず、年金額を一八五万二、九〇〇円とする旨の本件処分をした。この額は、先に提示されていた

見込額よりも二万八六七円少ないものであった。(なお、年金見込額試算システムは、後述の本案と同種。)そこで、XがY(国)被告、控訴人、上告人)を相手とし、本件処分⁽¹⁾の取消しを求めたのが本件訴訟である。

本件の主たる争点は、本件処分において、厚生年金保険法(以下、「厚年法」また、「法」といふ。)四三条三項による退職改定がなされなかった点である。

退職改定について、法(平成二四年八月二日法律第六三号による改正前のもの。ただし、同法による改正は下記三項の一部にカッコ書きを加えるのみであり、改正後も規定内容に実質的な変更はない)は次のように規定している。すなわち、法四三条は、一項で年金額の計算方法を定めているが、受給権を取得後も就労しており被保険者である者については、二項で「老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。」としている。その上で、この者が退職した場合における年金額の再計算について、三項が、「①被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、②被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。」と定めている。(以下、傍点部①を「第一要件」、傍点部②を「第二要件」といふ。)

ところで、Xは平成二三年九月一七日に六五歳になり、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅したことから、一月七日、厚生労働大臣はXに対し、退職改定をした上で被保険者期間を四九二月として本来支給の老齢厚生年金の裁定をした。そのため、Xが特別支給の老齢厚生年金の支給を受けられるのは九月分のみであった。本件では、この九月分の支給額をめぐって、Xは六〇歳になり特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得後も被保険者資格を有しており、六四歳一か月で退職して被保険者資格を喪失したが、この日から一か月の待期間の経過時には六五歳になり当該年金の受給権が消滅したところ、法四三条三項による退職改定をするためには待期間の経過時においても当該

年金の受給権者であること（以下「受給権者要件」という）が必要であるか否かが争われたのである。

本件と同種事案の東京地判平成二五年二月五日（裁判所ウエブサイト）（（裁判長、定塚誠））および東京高判平成二五年七月四日（裁判所ウエブサイト）は、受給権者要件を必要と解し、請求を棄却していた。ところが、本件の原々審の東京地判平成二六年十一月一三日民集七一巻四号七五七頁は、「第二要件は、……被保険者の資格を喪失した日から起算して一か月を経過した時点において、当該退職改定に係る老齢厚生年金の受給権者であることまでをも要件として定めるものではないと解するのが相当である」として、Xの請求を認容した。原審の東京高判平成二七年九月九日（民集七一巻四号七七八頁）は、Yの控訴を棄却したため、Yが上告をした。

【判旨】 原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。Xの請求を棄却する。

〔一〕ア〔中略〕〔法四三条〕三項は、退職改定の対象となる者を『被保険者である受給権者』と定めている以上、待期間を経過した時点においても当該年金の受給権者であることを退職改定の要件としているものと解するのが文理解に沿う解釈である。

イ また、法四三条三項……は、老齢厚生年金の基本権に係る年金の額を「受給権者が被保険者である間」の被保険者期間をも計算の基礎とするものに改定することにより、基本権に基づき支払期日ごとに支払うものとされる保険給付の額を、既に発生した保険給付の額も含め、当該改定後の基本権を前提としたものに改定することとしたものと解されるから、法は、退職改定がされる待期間の経過時点においても当該年金の基本権が存することを予定しているものといえることができる。これに加え、特別支給の老齢厚生年金については、……本来支給の老齢厚生年金とは異なる発生要件が定められ（法附則八条）、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が六五歳に達したときは、受給権が消滅し（法附則一〇条）、本来支給の老齢厚生年金の支給を受けるために改めて厚生労働大臣による裁定を受けることとされており（法三三条）、特別支給の老齢厚生年金の基本権の内容と本来支給の老齢厚生年金のそれとを必ず一致させる

ことは予定されていないと解されることを併せ考えると、上記アのように解することは、老齢厚生年金に関する制度の仕組み等に沿うものということが出来る。老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していることは、以上の解釈を左右するものではない。

ウ そうすると、特別支給の老齢厚生年金について退職改定がされるためには、被保険者である当該年金の受給権者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして待期間を経過した時点においても、当該年金の受給権者であることを要すると解するのが相当である。

(二) これを本件についてみるに、……Xは、平成二三年八月三一日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、同年九月一七日に六五歳に達しており、同月三〇日を経過した時点では特別支給の老齢厚生年金の受給権者でなかったというのであるから、同月分の当該年金の額については退職改定がされるものでないことは明らかである。」

【評釈】 結論及び理由づけともに判旨に反対。

本判決は、「判旨ア」において、厚年法四三条三項の退職改定がなされるためには、被保険者資格を喪失してから待期間の経過時においても受給権者であることが必要であり、これは「文理に沿う解釈である」と判示した。その上で、それが実質的にも正当であることの理由づけを「判旨イ」で二つに分けて述べており、実質的理由づけが判決理由の中心部分となっている。以下では、文理解釈および二つの実質的理由づけについて、順次検討する。

一 厚年法四三条三項の文理解釈——文法上の時制の問題、法律の条文における時間関係

厚年法四三条三項が待期間を課しているのは、二項との関係上、同一企業内での他の事業所への配置換えや偽装退職のような場合に退職改定がなされることを防ぐため、被保険者資格を喪失した状態にあることを確認するためのものである（これと同趣旨の規定として、雇用保険法上の失業給付では、求職の申込（二二条））。その意味では、待期間と受給権者であることとの間に直接の関係はない。

こうした厚年法四三条三項について、本判決は、文理上そこに受給権者要件が含まれると解した。ただ、その理由としては、同項が退職改定の対象者を「被保険者である受給権者」と定めていることを指摘するのみである。主語に着目したことは分かるが、文理解釈の仕方が示されていない。

この点、控訴審において、国側は「かつ」によって結ばれた句の文法構造に着目した解釈を主張していた。すなわち、第一に、厚年法四三条三項の「被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは」との文言は、条件句ないし条件文章である。この場合、その中の主語の後には、通常、読点を付さないが、この主語は「かつ」により並置された各述語に共通するものである。第二に、同項の「かつ」により並置された「その被保険者の資格を喪失し」との述語及び「被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した」との述語の内容に照らせば、前者の述語で規定される事柄と後者の述語で規定される事柄が時間的な先後関係を表していることは明らかである。

もっとも、原判決はこの主張を斥け、「厚年法四三条三項の規定の文言のみから、時間的な先後関係の全期間にわたって受給権者要件が継続していることを要することが一義的に明らかであるということとはできず」と判示していた。

法令用語としての「かつ」の意味については、「及び」、「並びに」とともに、接続詞として、併合的連結のために用いられる用語〔法令用語辞典（第二〇次改訂）であり、「連結される語が互いに密接不可分で、両方の語を一体として用いることによりその意味が完全に表せるような場合には、そのときの語感から、「かつ」で連結されることが多い〕（法務研究会「新訂ワークブック法制執務研究会」二〇〇七年、六八一頁）と説明されている。そうすると、「かつ」の前後は一体であり、法四三条三項において第一要件と第二要件を切り離せないとの解釈が導かれうる。しかし、原判決が指摘していたように、両者の間に（被

保険者である受給権者)→(被保険者資格の喪失↓待期間の経過)という流れしかり得ないわけではない。

そもそも、法律の条文における時間関係については、何らかの厳密な用法が確立しているわけではないと考えられる。この点に関しては、参考事例として、公害防止事業費事業者負担法(昭和四五年二月二二)三条の適用関係が争われた名古屋地判昭和六一年九月二九日判例時報二二一七号四六頁を挙げることができる。この判決では、「国語上の用法としては、『行ない』(という動詞)は現在及び過去の両時制を含みうる」と判示されている。また、被告市側が主張していたように、(1)我が国語は時制(過去・現在・未来)の表現が必ずしも明確に区別されてはおらず、動詞そのものに過去形・現在形・未来形というような区別を持たない、(2)もし現在のみを指す場合には、「現に行い」というように修飾語を付けることにより時間的な制限が明確にされている。

こうした時制の理解を踏まえると、厚年法四三三三項の文理解釈として受給権者要件を求めることは自然ではあるものの、これのみが唯一導かれる解釈ではないと考えられる。「被保険者である受給権者」の「ある」を、第二要件との関係では過去形でもあり得ると解釈すること、したがって、「被保険者である受給権者(特別支給の老齢厚生年金の受給権を喪失し、本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した者を含む。)」と解釈することも可能であると思われる。法立論としては、このカッコ書きを追加する等の改正を行うこと、本件のような案件にも容易に対応できたのではないだろうか。

二 基本権と支分権の区別、退職改定の性質・効果

本判決における第一の実質的理由づけは、「判旨イ」のとおり、基本権と支分権との区別に基づき、「法は、退職改定がされる待期間の経過時点においても当該年金の基本権が存することを予定している」というものである。

この区別と退職改定との関係は、本件の上告代理人定塚誠ほかの上告受理申立て理由において次のように説かれており、本判決はこれを支持したものとと言える。「厚生年金保険に関する権利は、年金たる保険給付を受ける権利としての基本権(受給権)と保険給付の支給を受ける権利である支分権とに分けられる。保険給付の額(年金額)は、基

本権（受給権）の本質的内容であり、年金額の改定は、受給権の内容を変更するものであるから、受給権が存在しなければ、年金額の改定の効果は生じない。そのため、年金額の改定事由が生じた時点において、改定の対象である受給権が存在する必要があり、受給権が消滅した後に改定事由が生じたとしても、改定の効果は生じない」(民集七一巻四)。(号七三七頁)。

確かに、年金額の改定の性質を踏まえると、本判決の上記判示は、通常であれば当然のことと言える。というのも、ここで改定とは、裁定により確認された受給権の存在や金額等を前提に、裁定後の事情によつて年金額を変更することをいうと解され、厚年法三五条一項が裁定と改定の文言を並列的に用いているように、両者は区別される(瀧岡香織松地判平成二五年一月六日(民事研修六七) 退職改定について言えば、被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を今後の年金額の計算に反映させることである。これは、裁定それ自体の遡及的な訂正ではなく、通常は受給権を将来的に変更することであるため、受給権が存在していることが前提となる)。

しかし、受給権(基本権)の消滅後にその改定をすることがあり得ないわけではない。もし遡及改定を認めるとすれば、本件のような場合においても退職改定をすることは可能だからである。遡及改定は将来に向けて年金額の改定を行うことではなく、こうした遡及的行政行為について法律が明文規定を置くのは稀であるから、ここでの問題は、法律の趣旨がこれを授權していると解釈できるか否かである。そこで次に、こうした観点から、厚年法の趣旨を検討する。

三 特別支給の老齢厚生年金の仕組みとその趣旨

(一) 退職改定および特別支給の老齢厚生年金に係る厚年法の沿革

本判決における第二の実質的理由づけは、「判旨イ」のとおり、「特別支給の老齢厚生年金の基本権の内容と本来支給の老齢厚生年金のそれとを必ず一致させることは予定されていないと解されることを併せ考えると、「受給権者要件を求めること」は、老齢厚生年金に関する制度の仕組み等に沿うものということが出来る」というものである。

この判示は、本件当時の厚年法の構成から、本来支給の老齢厚生年金と特別支給の老齢厚生年金とが法令上の根拠規定や要件を異にしていることを理由としている。

その一方で、原判決は、退職改定の制度が創設された昭和四〇年改正法の趣旨や、特別支給の老齢厚生年金の制度が創設された昭和六〇年改正法の趣旨を踏まえて、退職改定においては受給権者要件までは求められないと解していた。上告受理申立て理由でも、厚年法の沿革は検討されていた。最高裁ではこの点が全く取り上げられていないが、やはり、厚年法の沿革とその趣旨を検討する必要がある。

まず、厚年法の昭和四〇年改正法(昭和四〇年六月一日法律第一〇四号)により、支給開始年齢が六〇歳であった当時の「老齢年金」について、六五歳に達した後は在職中であっても支給を受けることが可能になった(在職老齢年金制度—旧—四二条一項に四号を追加)。この場合、老齢年金の受給者であると同時に、被保険者でもあり被保険者期間が追加されていくことになる。こうした受給権を取得後の被保険者期間の取扱いについて、昭和四〇年改正法は、現四三条二項・三項と同様の退職改定に関する規定を置いた(旧四三条三項・四項)。なお、この改正法の時点では、退職改定の対象となり得る六五歳以上の者の受給権が消滅するのは「死亡」した場合のみであり(四五)、生存中に退職改定が行われる際に受給権があることは当然であった。

次に、昭和六〇年改正法(昭和六〇年五月一日法律第三四号)により、老齢厚生年金(老齢年金か名称変更)の支給開始年齢が六五歳に引き上げられた(四二条一項)。被保険者資格は六五歳未満とされるとともに(一四条五号)、前記の在職老齢年金制度は廃止され、六五歳以上であれば所得に関係なく支給されることとなった。もつとも、この当時は六〇歳かそれ以下の定年退職が一般的であ

つたため、年金の支給開始年齢に達するまでの間は「老齢厚生年金の特例」が認められ、六〇歳から六五歳未満の者を対象とする特別支給の老齢厚生年金の制度が附則の中に創設された(昭和一九年法律「厚生年金保険法」の附則を改正し、八条等を緯・背景等については、参照、吉原健二編著「新年金法—六一年金改革—追加—八条は本件当時および現行の規定。この特例創設の経緯と資料」全国社会保険協会連合会、一九八七年、一六〇—一七〇頁)。そして、特別支給の老齢厚生年金の受給者がなおも被保険者である場合があり得るところ、この場合については前記の在職老齢年金制度を引き継ぐこととした(第一〇一回国会衆議院

九号(昭和五九年七月二十六日)八頁、三一頁(厚)。これに合わせて、昭和六〇年改正法では、昭和四〇年改正法四三条三項・四項生年金局長であった吉原健二政府委員の答弁。

の規定が同じ文言のまま附則に移された(九条二項)。なお、在職中は所得に応じた支給停止も可能となった。

その後、平成二二年三月三十一日法律第一八号による改正により、老齢厚生年金の被保険者資格が七〇歳未満とされた(一四条五号の改正)。支給開始年齢は六五歳であるため、本則中の本来支給の老齢厚生年金においてもその受給者がなおも被保険者である場合が生じることとなり、この場合についても退職改定をする必要が生じたため、退職改定の規定は再び本則に移された(四三条二項・三項本)。

(二) 昭和六〇年改正法の趣旨

以上のように昭和六〇年改正法によって創設された特別支給の老齢厚生年金の制度であるが、これは支給開始年齢の引上げにともなう経過措置(激変緩和措置)である(菊池馨実「社会保障法」(有) 経過措置の位置づけに関して、附則八条は特別支給の老齢厚生年金を「当分の間」の措置としており、昭和六〇年改正法の時点では、これが具体的にいつまでかは未定とされていた。ただ、将来的にはこれを廃止することは念頭に置かれており、定年制の動向や高齢者の雇用実態に合わせて今後検討していくとされていた(第一〇二回国会参議院社会労働委員会議録一二号)。なお、現在では、男性では昭和三六年四月二日以降に生まれた者、女性では昭和四一年四月二日以降に生まれた者には、特別支給の老齢厚生年金は支給されない(平成六年改正法および平成二年改正法による)。

ところで、本件で問題となっている退職改定それ自体は厚年法の本則四三条三項で定められており、その規定内容は昭和四〇年改正法から同じである(上告受理申立て理由はこの点を強調)。同項は、本来支給の老齢厚生年金にも適用される。しかし、本件では、六五歳になり経過措置である特別支給の老齢厚生年金から本来支給の老齢厚生年金への移行の際に、前者の退職改定がなされないことが問題となっている。これは、一種の経過問題として位置づけることができる。

そして、原判決では経過問題であることが意識されており、このことから次の解釈論的帰結が導かれていた。すなわち、「特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金とが別個の年金として設けられたとしても、上記の趣旨に照らせば、六五歳に達した時点において、特別支給から本来支給へ移行するに当たって、連携を持たせた制度設計がされているものとして解釈すべきであり、不均衡が発生することが当然であるかのような解釈を正当とすることはできない」。経過問題の円滑な処理という点では、この判示が妥当と思われるが、最高裁はこれを「是認することができない」と解したのであった。

(三) 年金関連の経過措置をめぐる裁判例

年金関連の経過措置に関する裁判例は少ないが、その中には、経過措置であることや法令の沿革を考慮しているものがある。昭和五二年五月二七日法律第四八号(同年八月一日から施行)による国民年金法の改正に関する事例である。

老齢福祉年金の受給権者につき、前年の所得が一定額を超える場合、この改正前は五月から翌年四月まで支給を停止すると定められていたが、改正法は年金の支払期日を改めたこととの関係上、支給停止期間を八月から翌年七月までに変更した。そして、改正法附則三条は、「昭和五二年七月以前(注、改正法の施行前)の月分の福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。」とした。この経過規定により、改正前の規定に基づき昭和五二年五月から翌年四月までの間年金の支給が停止されることになっていた者については、この期間に加えて、改正法の施行後は同法が適用され、支給停止期間が七月まで(計一五か月)とされた。そこで、延長された三か月分の年金について原告が国家賠償請求をしたところ、鳥取地判昭和五五年三月一三日判例時報九六九号一〇三頁はこれを認容したが、控訴審の広島高裁松江支判昭和五六年五月一三日判例タイムズ四五二号一一五頁は請求を棄却した。

ただ、この控訴審判決では、経過措置に関して次のような審査がなされていた点が注目される。(1)「法改正あるいはそれに伴う経過措置を定め、又はそれらの規定の解釈に当たっては、既得権の侵害をすることのないよう注意しな

ければならない」が、本件のように未到来の月の支分権について支給停止期間を延長することは「財産権又は既得権の侵害とならない以上、……経過措置をどう定めるかは、立法裁量の問題」である、(2)「一部改正法、同附則の立法にあたって昭和五十一年の所得超過者が連続して一五か月分の支給停止とならぬように検討したが、事務関係の技術上困難があったため、事務関係の技術上の理由のみによって本件改正の経過措置が定められていることが認められるので、……立法裁量の範囲を逸脱し、又は裁量権を濫用した違法はない」。

(四) 本判決の検討

先に述べたとおり本件では経過措置に関連する解釈問題が提起されており、しかも九月分の支分権が発生している以上、立法上だけでなく解釈上も、経過措置から制度本体への移行時において不利益を生じさせないよう配慮すべきであったと言えよう。つまり、退職改定の時点においてまで特別支給の老齢厚生年金の基本権(受給権)を有している必要はないと解することが、厚年法の趣旨に適うものであったはずである。

したがって、本判決が厚年法の沿革を考慮せず、そのために特別支給の老齢厚生年金が経過措置であることを考慮しなかった点には、疑問が残る。最高裁は、当該年金が最長五年間にわたり支給されることや、この制度自体も相当長く存続していることから、特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金とを同等の二つの制度と捉えた上で、厚年法は両者の接続について特に定めておらず、それぞれ独立した制度である、というのが「老齢厚生年金に関する制度の仕組み」であると解したのかもしれない。

なお、本判決は「老齢厚生年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有していること」は結論を左右しないと述べているが、保険料の拠出は、経過問題に関しては上記のような解釈を求める要素の一つと言うべきであろう(太田匡彦「社会保障受給権の基本権保障」が意味するもの)。「憲法と社会保障」の一断面(法教二四二号(二〇〇〇年)一五頁以下(一一二))。○頁は拠出と給付との連関の弱さを指摘しているが、少なくとも経過問題の検討においては拠出の有無には一定の意義が与えられるべきである。

(齋藤健一郎 小樽商科大学
准教授)